第五十七条第一項中「減価償却資産の使用可能期間」の下に「のうちいまだ経過していない期間（以下第四項までにおいて「未経過使用可能期間」という。）」を加え、「係る使用可能期間」を「係る未経過使用可能期間」に改め、同条第二項中「使用可能期間」の下に「、その未経過使用可能期間」を加え、同条第三項中「使用可能期間」の下に「及び未経過使用可能期間」を加え、同条第四項中「使用可能期間に」を「未経過使用可能期間に」に、「使用可能期間を」を「使用可能期間及び未経過使用可能期間を」に改め、同条に次の二項を加える。

9　内国法人が、その有する減価償却資産につき第一項の承認を受けた場合には、当該資産の第四十八条第一項第一号イ(1)若しくは第三号ハ又は第四十八条の二第一項第一号若しくは第三号ハ若しくは第五項第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額には、当該資産につきその承認を受けた日の属する事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度においてした償却の額（当該前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度において第四十八条第五項第三号に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合にはその帳簿価額が減額された金額を含むものとし、各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。）の累積額（その承認を受けた日の属する事業年度において第四十八条第五項第四号に規定する期中評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その帳簿価額が減額された金額を含む。）を含まないものとする。

10　第六十一条第二項（減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例）の規定は、第一項の承認に係る減価償却資産（そのよるべき償却の方法として定率法を採用しているものに限る。）につきその承認を受けた日の属する事業年度において同項の規定を適用しないで計算した第四十八条の二第五項第二号イに規定する調整前償却額が前項の規定を適用しないで計算した同条第五項第一号に規定する償却保証額に満たない場合について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「同号イ又はハに定める金額及び」とあるのは「承認前償却累積額（第五十七条第九項の規定により取得価額に含まないものとされる金額をいう。）及び」と、「六十」とあるのは「第五十七条第一項に規定する未経過使用可能期間の月数」と、「当該事業年度以後」とあるのは「その承認を受けた日の属する事業年度以後」と読み替えるものとする。

第六十条の二を削る。

第六十一条第一項中「前二条」を「前条」に改め、同項第一号イ中「いう」を「いい、第五十七条第九項（耐用年数の短縮）の規定の適用がある場合には同項の規定の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額となる金額とする」に改め、同条第二項中「前二条」を「前条」に、「と当該事業年度」を「と当該各事業年度」に、「当該超える」を「その超える」に改める。

第六十一条の二第一項中「前三条」を「前二条」に改める。

第二編第一章第一節第二款第九目中第六十八条の二の次に次の一条を加える。

（資産の評価損の計上ができない株式又は出資）

第六十八条の三　法第三十三条第五項（資産の評価損の損金不算入等）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一　清算中の内国法人

二　解散（合併による解散を除く。）をすることが見込まれる内国法人

三　内国法人で当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人との間で適格合併を行うことが見込まれるもの

第七十三条第二項第十号の次に次の二号を加える。

十の二　租税特別措置法第六十条の二第一項及び第四項（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例）

十の三　租税特別措置法第六十条の三第一項及び第四項（認定研究開発事業法人等の課税の特例）

第百十二条第四項第二号イ中「法第五十七条第三項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日以前に、」を削り、同号ロ中「法第五十七条第三項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日以前に、」を削り、「同条第二項」を「法第五十七条第二項」に改め、同号ハ中「法第五十七条第三項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日以前に、」を削り、「同条第四項」を「法第五十七条第四項」に改め、同条第六項中「、「第五十七条第三項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日以前」とあるのは「第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等の日以前（当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日前）と」を削る。

第百十三条第五項第一号中「資産の価額」を「資産（当該内国法人の株式又は出資を除く。以下この号において同じ。）の価額」に改め、同項第三号ロ中「第五十七条第四項」を「第五十七条第四項第一号」に改め、同条第六項中「規定は」の下に「、同項の内国法人が同項の適格組織再編成等により移転を受けた資産が当該内国法人の株式又は出資のみである場合を除き」を加える。

第百十六条の二第一項中「属する事業年度」の下に「又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度」を加える。

第百十七条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十四条の二第一項（再生計画認可の決定に準ずる事実等）に規定する事実　当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権

第百十八条中「欠損金額で政令で定めるもの」を「欠損金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同条第一号中「次号」を「以下この条」に改め、「合計額」の下に「（当該適用年度終了の時における資本金等の額が零以下である場合には、当該欠損金額の合計額から当該資本金等の額を減算した金額）」を加える。

第百十八条の六第二項中「、法第三十三条第二項」を「若しくは法第三十三条第二項若しくは第三項」に改め、「若しくは同条第三項に規定する評価換え」を削る。

第百十九条第一項第九号中「適格株式交換により取得をした当該適格株式交換（適格株式交換に該当しない前号に規定する株式交換で当該株式交換の直前に当該株式交換に係る株式交換完全親法人と株式交換完全子法人との間に完全支配関係があつた場合における当該株式交換を含む。以下この号において同じ。）により取得をした当該適格株式交換」に改め、同項第十一号中「適格株式移転により」を「適格株式移転（適格株式移転に該当しない前号に規定する株式移転で当該株式移転の直前に当該株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間に完全支配関係があつた場合における当該株式移転を含む。以下この号において同じ。）により」に改め、同項第十六号中「すべて」を「全て」に改める。

第百十九条の三第一項第二号中「第三十三条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「又は同条第三項に規定する評価換え」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第百二十二条の二中「、法第三十三条第二項」を「若しくは法第三十三条第二項若しくは第三項」に改め、「若しくは同条第三項に規定する評価換え」を削る。

第百二十二条の十二第一項第一号中「以下この項」を「第六号から第八号まで」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第四条の二に規定する他の内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（次に掲げるものに限る。）の株式又は出資で、その価額がその帳簿価額に満たないもの

イ　清算中のもの

ロ　解散（合併による解散を除く。）をすることが見込まれるもの

ハ　当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人との間で適格合併を行うことが見込まれるもの

第百二十二条の十四第六項第一号イ中「譲渡の日」の下に「（法第六十一条の十三第五項の規定により同項に規定する適格合併に係る合併法人を当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき同条第一項の規定の適用を受けた法人とみなして同条の規定を適用する場合において、当該適格合併に係る被合併法人が当該譲渡損益調整資産につきこの項の規定の適用を受けていたときにおける当該合併法人の当該適格合併の日の属する事業年度の当該譲渡損益調整資産については、当該適格合併の日。次号イにおいて同じ。）」を加える。